### 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県ラグビーフットボール協会と称する。 (事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。 (目的)
- 第3条 この法人は、ラグビーフットボールの普及振興に関する事業を行い、その健全なる 発展を図るとともに、県民体力の向上と明朗なスポーツマンシップの涵養に努め、もって 地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) ラグビーフットボールの普及発展に関する調査、企画及び指導
  - (2) ラグビーフットボールの技術向上や安全対策に関する調査、企画及び指導
  - (3) ラグビーフットボールの大会・試合の主催及び主管
  - (4) 岩手県を代表するチームの招集及び強化並びにラグビーフットボールの国内大会・試合への派遣
  - (5) ラグビーフットボールの競技規則等の普及浸透等
  - (6) ラグビーフットボールの競技場その他関連施設の管理運営等
  - (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

#### 第2章 会 員

(会員の構成)

- 第6条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、第1号の正会員をもって一般社団法人 及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。) に定める社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
  - (2) 特別会員 この法人の理事会から推薦された個人又は団体
  - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

- 第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書 により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。
- 2 前項に規定する理事会の承認は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、そ

の3分の2以上に当たる同意がなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも 退会することができる。

(除名)

- 第10条 会員が、次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。
  - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失 する。
  - (1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
  - (2)総正会員が同意したとき。
  - (3) 死亡し、又は解散したとき。

#### 第3章 社員総会

(構成)

- 第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、一般法人法に規定する社員総会とする。

(権限)

- 第13条 社員総会は、次の事項について決議する。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6)解散及び残余財産の処分
  - (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 14 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、 毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。 (招集)

- 第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が 招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

- 第19条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

### 第4章 役 員

(役員の設置)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 3名以上22名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の1名を理事長とし、会長及び理事長は、一般 法人法に規定する代表理事とする。
- 3 理事(会長及び理事長を除く。次項において同じ。)のうち、4 名以内を副会長とし、 副会長以外の3名以内を副理事長とする。
- 4 理事のうち2名以内を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする ことができる。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある 者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同 様とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 この場合において、理事会は、総会の決議により会長、副会長、理事長及び副理事長の候 補者が選出された場合、理事会において当該候補者の中から選定する方法によることがで きるものとする。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長及び代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長、理事長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに 4 か月を超える間隔で 2 回以上 自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の 状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員 総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事に欠員が 生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された 者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(責任の一部免除又は限定)

- 第27条 この法人は、一般社団法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務 を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議によ り免除することができる。
- 2 この法人は、一般社団法人法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、一般社団法人法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

(名誉会長、顧問等)

第28条 法人の円滑な運営及び第3条の目的を達成するため、この法人に名誉会長、顧問

及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、この法人に功労のあった者の中から、会長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長及び理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4 参与は、理事会の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 5 名誉会長、顧問及び参与の任期は、第24条第1項の規定を準用する。
- 6 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

### 第5章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
  - (1)業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、理事長及び業務執行理事の選定及び解職
  - (4)総会の日時及び場所並びに目的である事項などの決定
  - (5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会規則で定める。

# 第6章 専門部会及び委員会

(専門部会及び委員会)

- 第36条 この法人に専門部会及び委員会を置く。
- 2 専門部会及び委員会は、それぞれ理事1名以上及び正会員若干名で構成する。
- 3 専門部会及び委員会は、次に掲げる事項を行う。
  - (1) 専門部会又は委員会が担当する事業に関する事業計画案を作成し、理事会に提出すること。
  - (2) 前号の事業について理事会の承認を経た後、当該事業を理事の下で運営すること。
  - (3) 当該事業が終了後、理事会に報告すること。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、専門部会及び委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 会長が理事会の承認を経て定める。

### 第7章 基金

(基金)

- 第37条 この法人は、理事会の決議により、基金を引き受ける者の募集を行うことができる。
- 2 基金は、この法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、一般法人法第 236 条の規定に従い、基金の返還を行 う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

#### 第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第38条 この法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年の1月31日までの年1期とする。 (事業計画及び収支予算)
- 第39条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き閲覧 に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経た後に、第1号及び第2号については、社員総会に報告するほか、第3号、第4号及び第5号については、社員総会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員 名簿を主たる事務所に備え置き閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

### 第9章 事務局

(事務局)

- 第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第10章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第11章 附 則

(最初の事業年度)

第 46 条 この法人の最初の事業年度は、第 38 条の規定にかかわらず、この法人の成立の 日から平成 31 年 1 月 31 日までとする。

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第39条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(設立時の役員)

第48条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 白根敬介 鷹羽金司 飯島仁 齋藤次彦 高橋保夫 八木浩之 鈴木淳 三浦信吾 千田美智仁 高萩覚 川村英伸 吉田将之 田口真 長澤伸郎 高橋将展 千葉教明 小笠原順一 桜庭吉彦

設立時監事 千葉健司 八重樫悟

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 白根敬介

住所

設立時社員 鷹羽金司

住所

設立時社員 飯島仁

住所

設立時社員 齋藤次彦

住所

設立時社員 高橋保夫

住所

設立時社員 八木浩之

住所

設立時社員 鈴木淳

住所

設立時社員 三浦信吾

住所

設立時社員 千田美智仁

住所

設立時社員 高萩覚

住所

設立時社員 川村英伸

住所

設立時社員 吉田将之

住所

設立時社員 田口真

住所

設立時社員 長澤伸郎

住所

設立時社員 高橋将展

住所

設立時社員 千葉教明

住所

設立時社員 小笠原順一

住所

設立時社員 桜庭吉彦

住所

設立時社員 千葉健司 住所 設立時社員 八重樫悟 住所

(法令の根拠)

第50条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人岩手県ラグビーフットボール協会のため、設立時社員白根敬介のほか 19名の定款作成代理人岩野光進は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名す る。

## 平成30年6月6日

設立時社員 白根敬介 設立時社員 鷹羽金司 飯島仁 設立時社員 設立時社員 齋藤次彦 設立時社員 高橋保夫 設立時社員 八木浩之 設立時社員 鈴木淳 設立時社員 三浦信吾 設立時社員 千田美智仁 設立時社員 高萩覚 設立時社員 川村英伸 設立時社員 吉田将之 設立時社員 田口真 設立時社員 長澤伸郎 設立時社員 高橋将展 設立時社員 千葉教明 設立時社員 小笠原順一 設立時社員 桜庭吉彦 設立時社員 千葉健司 設立時社員 八重樫悟

上記設立時社員の定款作成代理人 岩手県盛岡市菜園一丁目 12 番 25 号 いわて行政書士法務事務所 行政書士 岩野 光進